

## SRC(Shizuoka Recycle Club)規約

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この会の名称は「静岡リサイクル倶楽部」（略称SRC）とする。

(目的)

第2条 この会は、次の各号に該当する事項を目的とする。

- (1) プラスチックリサイクルの実現に向けた相互連携により、サポーター会員企業・団体の持続的成長と地域経済の活性化を図る。
- (2) プラスチックリサイクルに関する情報交換を通じ、環境保全や地域社会の課題解決に取り組む。
- (3) 地域のプラスチックリサイクル普及を促進する。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の各号に該当する事業を実施する。

- (1) プラスチックリサイクルに関する環境保全・社会課題解決にかかわる情報交換
- (2) プラスチックリサイクル推進ツールの提供
- (3) プラスチックリサイクルの目標達成に向けた事業連携
- (4) 参加事業者のイメージアップに向けた共同プロモーション

(事業年度)

第4条 この会の事業は、1年を事業単位とし、4月1日より翌年3月末日までとする。

### 第2章 サポーター会員

(会員)

第5条 この会のサポーター会員は、「SRC」の目的に賛同する、企業・団体とする。

(入会)

第6条 入会は、次の各号に従って実施する。

- (1) サポーター会員の募集は随時行う。
- (2) 入会の際、「SRC(Shizuoka Recycle Club)」入会申込書（兼退会届）」における「2.入会に伴う確認事項」に同意したうえで、同申込書を事務局に提出する。

(継続)

第7条 この会のサポーター会員資格は、事業年度満了後の1カ月前までに双方から意思表示がなければ、同じ条件でさらに1年間更新され、それ以降も同様とする。

(退会)

第8条 サポーター会員が自己都合により退会を希望する場合は、その旨を事務局に申し出ることとする。

(禁止事項)

第9条 法令または公序良俗に違反する行為や、当会内における風紀を乱す行為が認められた場合、当該会員を退会させることができるものとする。



一般社団法人

中東遠プラリサイクル協議会